

【地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律等により船橋市市税条例のうち令和7年4月1日施行を予定している内容】

## 軽自動車税

- ① 地方税法の改正に伴う二輪車の車両区分の見直し  
(第82条、第89条)

### 1 概要

二輪の原動機付自転車のうち「総排気量が50ccを超え125cc以下であり、最高出力を4.0kW以下に制御したもの(以下:新基準原付)」が第一種原動機付自転車に新たに追加された。

このことに伴い、新基準原付の軽自動車税種別割の税額を年額2,000円(現行の50ccの原動機付自転車と同額)とするとともに、種別割の減免申請書の記載事項に新基準原付を加える。

### 2 背景

大気環境保護と国際基準調和の観点から、令和7年11月以降に製作される総排気量50cc以下で設計最高速度が50km/hを超える二輪の原動機付自転車(以下:原付)については新たな排出ガス規制が適用されるが、メーカーによれば技術面及び事業性の観点から、規制に適合した原付の生産・販売が困難とのこと。

このことを踏まえて、国において検討された結果、新基準原付が第一種原動機付自転車に追加された。

### 【参考】二輪の原付(125cc以下)の税率区分について

区分	排気量等	ナンバーの色	免許	税額(種別割)	法定最高速度
一種原付	50cc以下又は定格出力0.6kW以下	白色	原付免許・自動車運転免許	2,000円	30km/h
	50cc超125cc以下かつ最高出力4.0kW以下(新設)				
二種原付	50cc超90cc以下又は定格出力0.6kW超0.8kW以下	黄色	小型限定普通二輪車免許	2,000円	60km/h
	90cc超125cc以下又は定格出力0.8kW超	ピンク		2,400円	

## ②道路交通法の改正に伴う減免申請時の運転免許証の提示に係る規定等の整備

(第90条)

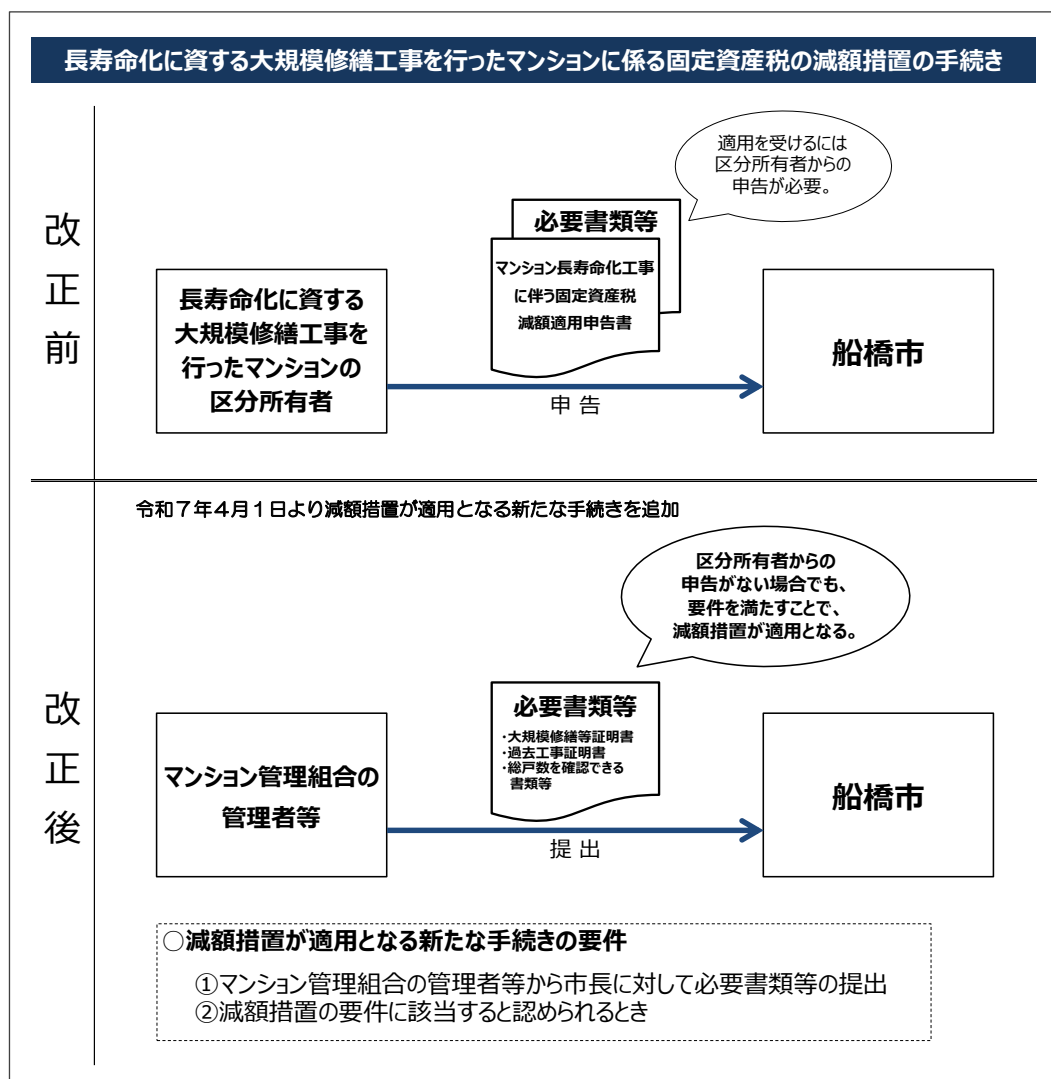
運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の運用が開始されることに伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行う。

## 固定資産税

### ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置における申告の手続きの見直し

(附則第10条の3)

地方税法の改正に伴い、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った管理計画認定マンション等に係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要な書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用する。



その他規定の整備

①法人税法の一部改正（条ずれ）に伴う規定の整備  
（第34条の4の2）

②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（項ずれ）  
に伴う規定の整備  
（第36条の2、第63条の2、第89条、第132条の3、第140条、第154条）